第２　担保権付債権
１　定義
本協定案における担保権付債権とは、協定債権のうち清算株式会社所有の不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する債権で、平成21年２月２日までに対抗要件（ただし、不動産については担保権設定の仮登記を含む。）を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲の債権をいう。
２　利息及び遅延損害金の免除
担保権付債権のうち、元本を除く利息及び遅延損害金については、その発生が特別清算開始決定日の前であるか後であるかに拘わらず、本協定の認可決定が確定した日に、全額免除を受ける。
３　弁済
担保権の対象資産は、担保権者と協議の上、これを換価処分し、換価代金から、清算手続維持費用及び当該対象資産に関する固定資産税・都市計画税や当該換価手続に係る仲介手数料その他の諸費用を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲で、随時、各担保権者の弁済にあてる。
４　弁済後の残余債権
上記３によって、弁済されなかった残額については、後記の一般債権の定めに従い、弁済する。
第３　一般債権
１　定義
本協定案における一般債権とは、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
２　利息及び遅延損害金の免除
一般債権のうち、元本を除く利息及び遅延損害金（保証債権については主債務にかかる利息及び遅延損害金部分）については、その発生が特別清算開始決定日の前であるか後であるかに拘わらず、本協定の認可決定が確定した日に、全額免除を受ける。
３　元本（保証債権については主債務にかかる元本相当部分）の弁済
⑴　権利の変更
本協定の認可決定が確定した後、⑵②㋐の第１回弁済及び同㋑の最終弁済が終了すること（なお、最終弁済が実施されない場合は、清算株式会社による最終弁済不実施の通知を行うこと。）を条件とし、当該条件成就時をもって、弁済後の残額について全額の免除を受ける。
⑵　弁済
①　弁済基準額
弁済基準額とは、後記弁済を行う際に各債権者に対する弁済額を算出する基準となる金額をいい、具体的には下記方法にて算出された金額をいう。
㋐　一般債権
元本金額
㋑　担保権付債権
第２・２により利息・損害金の免除を受けた後の元本金額から、担保権者と清算株式会社との協議により決定された別紙記載の担保権対象資産の暫定評価額を控除した金額
②　弁済方法
㋐　第１回弁済
本協定の認可決定が確定した日から３ヶ月以内に、各債権者に対し、下記Ⓐ㋒の合計額を、各債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により支払う。
Ⓐ　各債権者ごとに、協定債権額のうち50万円以下の部分の全額
Ⓑ　各債権者ごとに、協定債権額のうち50万円を超える部分について、その時点で存在する清算株式会社の現預金から1,700万円を控除した共益財源を弁済原資として、弁済基準額を基準として按分して算出された各金額
㋑　最終弁済
清算株式会社の資産の換価が全て終了したときは、その終了した日から１ヶ月以内に、その時点で存在する現預金から清算結了に至るまでに必要となる費用を控除した残額を弁済原資として弁済を行う。弁済額の算出は、下記のとおり行う。
Ⓐ　担保権付債権については、第２・２による免除を受けた後の元本金額から、担保権ないし担保権対象資産の換価代金から回収を受けた金額を控除した金額を最終弁済における基準額とする（以下「最終弁済基準額」という。）。なお、一般債権については、従来どおり弁済基準額を最終弁済基準額とする。
Ⓑ　第１回弁済から最終弁済までの弁済原資のすべての合計金額を最終弁済基準額を基準に按分して各債権者に対する必要弁済額を算出する。
Ⓒ　各債権者の必要弁済額から、最終弁済より前に弁済を受けた金額を控除した残額を各債権者に弁済する。必要弁済額が、最終弁済より前に弁済を受けた金額を下回る場合は、当該債権者は、その差額（以下「過払額」という。）を清算株式会社に返還するものとし、かかる場合、㋑の「その終了した日から１ヶ月以内に」は、「過払額の清算株式会社への返還が行われた日から１ヶ月以内に」と読み替えるものとする。
⑶　親会社についての特則
清算株式会社の親会社であるシルバー精工株式会社が有する協定債権は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、全額免除を受ける。
以上
長野地方裁判所伊那支部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第１４号
東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　あおみ建設株式会社
平成２１年（ミ）第１５号
大阪市中央区備後町２丁目４番６号
更生会社　シンコー・テクノ株式会社
平成２１年（ミ）第１６号
東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　株式会社イワクラ
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成21年８月18日から平成21年９月28日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成21年９月15日
平成21年８月12日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２１年（再）第１号
青森県五所川原市字下平井町176番地
再生債務者　有限会社野輪商会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　青森市長島２－８－１　となんビルアネックス長島１階　弁護士　岩谷　直子
平成21年８月11日　青森地方裁判所民事部
平成２１年（再）第２号
青森県五所川原市字下平井町182番地１
再生債務者　野呂　尚司
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　青森市長島２－８－１　となんビルアネックス長島１階　弁護士　岩谷　直子
平成21年８月６日　青森地方裁判所民事部
平成２１年（再）第３号
青森県五所川原市字下平井町189番地
再生債務者　野呂　敏子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　青森市長島２－８－１　となんビルアネックス長島１階　弁護士　岩谷　直子
平成21年８月６日　青森地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２０年（再）第８４号
大阪府高槻市東五百住町３丁目21番18号ブロースト高槻110号
再生債務者　井上修治こと　金　　致萬
主文　平成20年12月４日にした監督命令を取り消す。
平成21年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部